

# 復興整備計画

（第8回変更）

七ヶ浜町・宮城県

平成25年9月19日

<p><b>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</b></p>
<p>七ヶ浜町の全域</p>
<p><b>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</b></p>
<p>① 自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民とともに構築する。      ② 豊かな自然と調和した特徴ある景観や街並みを本町に受け継がれてきた暮らしの文化として再興する。      ③ 将来の七ヶ浜を担う子供たちを育成するための教育や子育て施設の復興に取り組む。      ④ 地域拠点や中心部のにぎわいを取り戻し、住宅や地域再生と併せ、人と人とのコミュニティを大切にしたまちづくりを展開する。      ⑤ 産業基盤の迅速な復興により、第1次産業をはじめとする本町の特性を生かした産業の活性化に住民とともに取り組む。</p>
<p><b>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</b></p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向      地域コミュニティに配慮しながら、今次津波を想定した新たな居住系拠点（住宅移転地）を集約整備する。住宅移転後の土地については、防災林の整備などにより、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図る。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 津波の危険性の高い、松ヶ浜、菖蒲田浜、花渕浜、吉田浜、代ヶ崎浜の沿岸部は、津波防災緑地や治山事業を活用した防災林の整備のほか、水産業拠点としての業務地とする。</p> <p>② 松ヶ浜、菖蒲田浜、花渕浜、吉田浜、代ヶ崎浜の津波浸水リスクの低い高台の農地や山林を活用し、従前の地域コミュニティに配慮した集団移転先の新たな居住系拠点（住宅団地・災害公営住宅・地区公民分館等）を整備するほか、引き続き被災地に現地再建を希望する世帯のため、嵩上げや内水排除等の対策を講じた居住環境の再整備を行う。</p> <p>③ 津波防災緑地、防災林整備、居住系拠点の整備にあわせ、県道塩釜七ヶ浜多賀城線などの幹線道路の整備を行う。</p> <p>④ 津波の危険性が低い、町役場周辺は、津波復興拠点（公益施設）を整備する。</p> <p>⑤ 地盤沈下した松ヶ浜漁港、菖蒲田漁港については、漁港施設の嵩上げ及び水産関連施設誘致により、漁港機能の回復を図る。</p> <p>⑥ 被災した農地について、がれき撤去、除塩等により、農業基盤の迅速な復旧を図るとともに、転作の必要な農地は、大豆等の転作作物の作付け誘導を行い、豆腐の原料としての利用など、地産地消による高付加価値農業の振興を図り、住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とする。</p> <p>⑦ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。</p> <p>⑧ 用地選定にあたっては、地震による地盤の沈下や崩落、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが保安林を極力回避する。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A-1地区	事業名称：菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-2地区	事業名称：花淵浜地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-3地区	事業名称：代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-4地区	事業名称：代ヶ崎浜B地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1地区	事業名称：菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年4月10日変更届出 集団移転促進事業に関する事項：別紙「菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定

(4) 集団移転促進事業	D-2 地区	<p>事業名称：松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、同年12月21日に第1回変更同意、<u>平成25年8月28日変更届出</u>          集団移転促進事業に関する事項：別紙「松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定                    ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-3 地区	<p>事業名称：花刈浜笹山地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成27年度          集団移転促進事業計画については、平成24年8月15日に国土交通大臣同意、同年12月21日に第1回変更同意</p>
	D-4 地区	<p>事業名称：吉田浜台地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成25年1月28日に国土交通大臣の同意みなし、<u>平成25年7月26日変更届出</u>          集団移転促進事業に関する事項：別紙「吉田浜台地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-5 地区	<p>事業名称：代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成25年1月28日に国土交通大臣の同意みなし、<u>平成25年7月26日変更届出</u>          集団移転促進事業に関する事項：別紙「代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		

(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	M-1 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（菖蒲田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	M-2 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-3 地区	事業名称：地区避難所整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-4 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（花淵浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-5 地区	<u>事業名称：地区避難所整備事業（花淵浜地区）</u> <u>実施主体：七ヶ浜町</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成24年度～平成25年度</u> その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定

(13)その他施設の整備に関する事業	M-6 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-7 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	M-8 地区	事業名称：地区避難所整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度から平成27年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A-1地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	4.1 ha		
2	市街地開発事業	A-2地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	9.8 ha		
3	市街地開発事業	A-3地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	4.7 ha		
4	市街地開発事業	A-4地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	7.4 ha		
5	集団移転促進事業	D-3地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3.3 ha	
			地域森林計画区域	変更		3.3 ha	

6	防災集団移転促進事業及び その他施設に関する事業	D-4地区 M-6地区	保安林	解除		0.1ha	
---	-----------------------------	----------------	-----	----	--	-------	--

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。



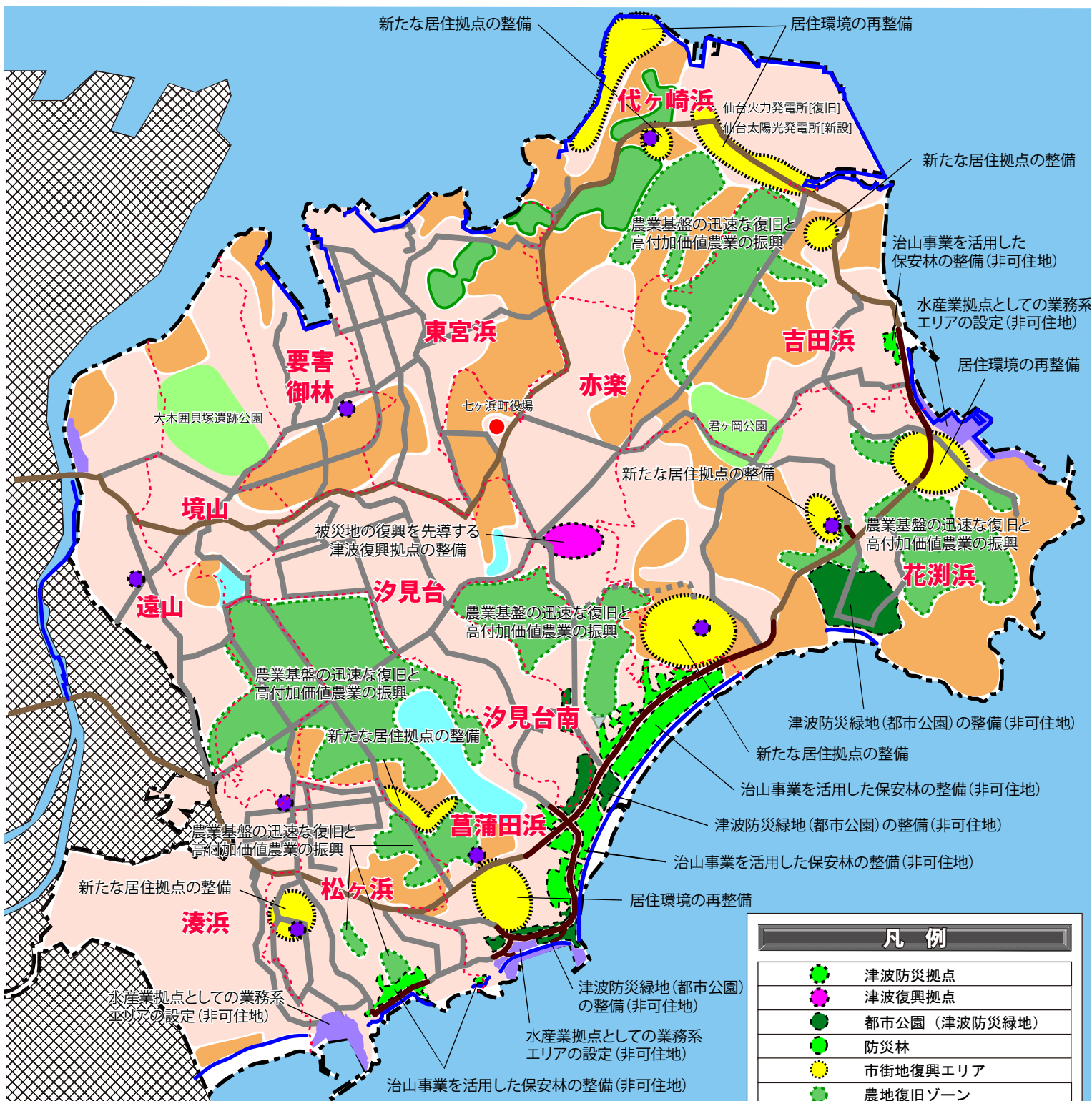
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画法事 業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：菖蒲 田浜地区]	A-1 地区	○										
2	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：花淵 浜地区]	A-2 地区	○										
3	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：代ヶ 崎浜A地区]	A-3 地区											
4	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：代ヶ 崎浜B地区]	A-4 地区	○										
5	集団移転促進事業 [菖蒲田浜中田地区]	D-1 地区	○	○									
			○										
6	集団移転促進事業 [松ヶ浜西原地区] 及びその他施設の 整備に関する事業 [災害公営住宅整備事 業：松ヶ浜地区] [地区避難所整備事 業：松ヶ浜地区]	D-2 M-2 M-3 地区	○	○									
			○										

7	集団移転促進事業 [花渚浜笹山地区]	D-3 地区		○									
8	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：菖蒲田浜地区]	M-1 地区	○	○									
			○										
9	集団移転促進事業 [吉田浜台地区] 及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：吉田浜地区]	D-4 M-6 地区		○									
10	集団移転促進事業 [代ヶ崎浜立花地区] 及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：代ヶ崎浜地区] [地区避難所整備事業：代ヶ崎浜地区]	D-5 M-7 M-8 地区	○	○									
			○										
11	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：花渚浜地区] [地区避難所整備事業：花渚浜地区]	M-4 M-5 地区	○	○									
			○										

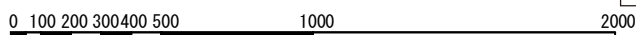
- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する

# 土地利用構想図



凡例	
	津波防災拠点
	津波復興拠点
	都市公園(津波防災緑地)
	防災林
	市街地復興エリア
	農地復旧ゾーン
	業務ゾーン
	地区避難所の再整備
	防波堤の嵩上げ
	道路整備(法線変更・拡幅等)
	既存道路
	既存道路(県道)
	既存市街地ゾーン
	農地振興ゾーン
	山林
	行政界

縮尺 1/25,000





様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺5番地の1 氏名 七ヶ浜町長 渡邊 善夫 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字西原89番2外37筆
	2 開発区域の面積	21,705.43方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅、長屋（災害公営住宅）、地区集会所、地区避難所
	4 工事施行者住所氏名	仙台市青葉区本町1-10-3 佐藤工業株式会社東北支店
	5 工事着手予定年月日	平成25年5月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成26年3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合には、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

申請地域の名称一覧

番号	土地の所在	番地	番号	土地の所在	番地
1	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字西原	89番2	20	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字西原	127番の一部
2	〃	89番3	21	〃	128番の一部
3	〃	92番	22	〃	130番の一部
4	〃	93番	23	〃	131番の一部
5	〃	94番	24	〃	132番の一部
6	〃	95番	25	〃	133番
7	〃	96番	26	宮城郡七ヶ浜町湊浜字熊野	38番1の一部
8	〃	97番	27	〃	47番1の一部
9	〃	98番	28	〃	119番1
10	〃	99番	29	〃	119番2
11	〃	100番	30	〃	120番
12	〃	101番	31	〃	122番
13	〃	102番の一部	32	〃	123番
14	〃	107番	33	〃	124番
15	〃	108番1	34	〃	125番
16	〃	111番の一部	35	〃	126番
17	〃	112番	36	〃	127番
18	〃	125番	37	〃	128番
19	〃	126番の一部	38	〃	134番

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字西原89番2外37筆							
設計の方針		当町は、東北地方太平洋沖地震によって浸水深12.4mの津波に襲われた。このため、七ヶ浜町復興計画に基づき、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、新たな居住系拠点を集約整備する。							
地域地区等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域				用途地域等	—		
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域					その他			
	宅地造成工事規制区域	内 ㊦							
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字西原89番2外37筆		—	—	—			
	面積	m <sup>2</sup> 21,705.43	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 21,705.43			
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 18,211.05	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 3,494.38	m <sup>2</sup> 21,705.43		
	割合	% —	% 83.90	% —	% —	% 16.10	% 100.00		
土地の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m <sup>2</sup> 3,419.20	m <sup>2</sup> 18,286.23	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 21,705.43			
	割合	% 15.75	% 84.25	% —	% —	% 100.00			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
	面積	m <sup>2</sup> 12,685.24	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 1,711.80	m <sup>2</sup> 4,554.18	m <sup>2</sup> 2,076.44	m <sup>2</sup> 677.77	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 21,705.43
割合	% 58.44	% —	% 7.89	% 20.98	% 9.57	% 3.12	% —	% 100.00	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	14 (4) ( )は長屋	m <sup>2</sup> 393.79 (2,596.03)		m <sup>2</sup> 265.40 (1,444.27)			m <sup>2</sup> 317.84 (2,059.65)		
上水道施設	㊦ 公営水道 ㊧ 簡易水道 ㊨ 専用 ㊩ その他	消 防 水 利 施 設	㊦ 消 火 栓 ㊧ 水 槽 ㊨ 貯 水 槽 ㊩ その他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
				14	33	47			
	計画人口	約130 人	人口密度	約60人/ha					

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積 (m <sup>2</sup> )			
〔道路〕							
区画道路	6-1号	6 m	195m	1,309.29	七ヶ浜町	あり	
〃	6-2号	〃	115m	717.24	〃	あり	
〃	6-3号	〃	198m	1,297.39	〃	あり	
〃	6-4号	〃	79m	502.77	〃	あり	
〃	6-5号	〃	77m	485.56	〃	あり	
〃	6-6号	〃	35m	241.93	〃	あり	
小計				4,554.18			
〔公園〕							
広場 (公園)	1号			1,072.01	七ヶ浜町	あり	
〃	2号			210.22	〃	あり	
〃	3号			794.21	〃	あり	
小計				2,076.44			
〔その他〕							
歩行者専用通路	通 4-1号	4m	42m	171.51	七ヶ浜町	あり	
水路	1号	1.0m	73m	75.42	〃	あり	
	2号	1.2m	87m	88.28	〃	あり	
	3号	1.2m	87m	88.36	〃	あり	
緑地				254.20		あり	
小計				677.77			
〔消防水利〕							
消火栓		φ 75	1 基		七ヶ浜町		
〔給水〕							
給水本管		HPPE φ 150	230m		七ヶ浜町		
〃		HPPE φ 100	473m		〃		
〃		HPPE φ 75	173m		〃		
〃		HPPE φ 50	39m		〃		
仕切弁		HPPE φ 150	6 基		〃		
〃		HPPE φ 100	7 基		〃		
〃		HPPE φ 75	5 基		〃		
〃		HPPE φ 50	1 基		〃		
排水弁			1 基		〃		
取付管		φ 20	17 箇所		〃		
〃		φ 50	4 箇所		〃		
〔汚水〕							
汚水本管		VU φ 200	563.3m		七ヶ浜町		
人孔		1号組立	18 基		〃		
取付管		VU φ 150	19 基		〃		
合計				7,308.39			



公益的施設の整備計画

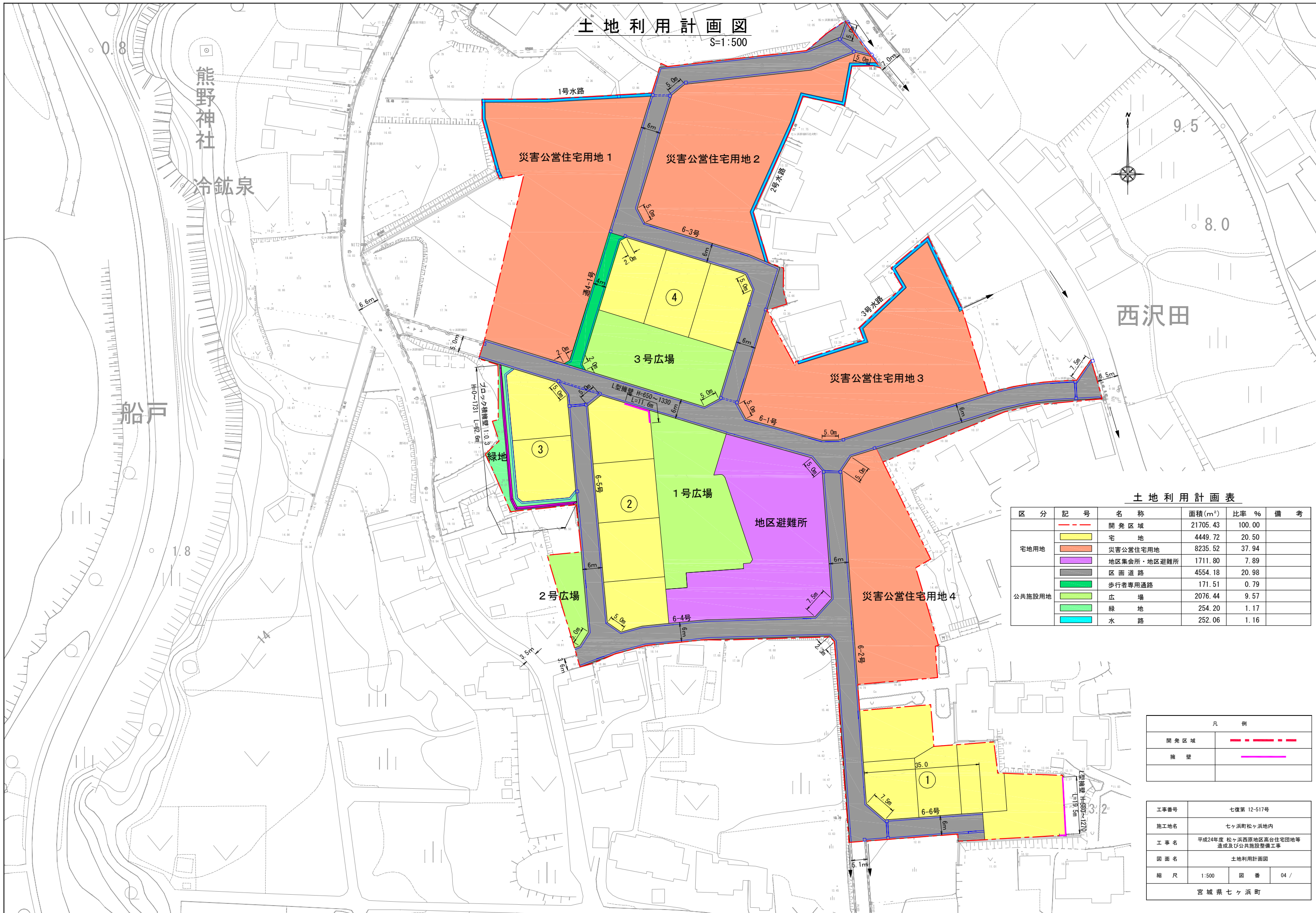
公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
ごみステーション ①～③ (4.00m <sup>2</sup> /箇所)	3箇所 (12.00m <sup>2</sup> )	七ヶ浜町	
地区集会所、地区避難所	1,711.80m <sup>2</sup>	〃	
防犯灯	協議による	〃	

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図

S=1:500



土地利用計画表

区分	記号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	比率 %	備考
	---	開発区域	21705.43	100.00	
宅用地	■	宅地	4449.72	20.50	
	■	災害公営住宅用地	8235.52	37.94	
	■	地区集会所・地区避難所	1711.80	7.89	
公共施設用地	■	区画道路	4554.18	20.98	
	■	歩行者専用通路	171.51	0.79	
	■	広場	2076.44	9.57	
	■	緑地	254.20	1.17	
	■	水路	252.06	1.16	

凡例	
開発区域	---
擁壁	■

工事番号	七復第 12-517号
施工地名	七ヶ浜町松ヶ浜地内
工事名	平成24年度 松ヶ浜西原地区高台住宅団地等 造成及び公共施設整備工事
図面名	土地利用計画図
縮尺	1:500
図番	04 /
宮城県七ヶ浜町	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺5番地の1 氏名 七ヶ浜町長 渡邊 善夫 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合10番1 外34筆
	2 開発区域の面積	15,657.57平方メートル
	3 予定建築物等の用途	共同住宅（災害公営住宅） 集会所
	4 工事施行者住所氏名	七ヶ浜町東宮浜字東兼田11の9 株式会社 鈴正工務店
	5 工事着手予定年月日	平成25年9月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成26年2月28日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
  - 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

申請地域の名称一覧

番号	土地の所在	番地	番号	土地の所在	番地
1	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	10番1	20	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	53番2
2	〃	10番3	21	〃	54番2
3	〃	11番1	22	〃	55番2
4	〃	12番	23	〃	56番2
5	〃	17番1	24	〃	57番
6	〃	29番	25	〃	58番
7	〃	32番	26	〃	59番1
8	〃	37番	27	〃	59番2
9	〃	39番	28	〃	66番
10	〃	40番	29	〃	67番
11	〃	42番	30	〃	68番
12	〃	43番1	31	〃	69番
13	〃	43番2	32	〃	70番
14	〃	43番3	33	〃	71番
15	〃	43番4	34	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字久保	131番1 の一部
16	〃	43番5	35	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字向山	17番
17	〃	52番1	赤道	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合 10番3の地先の道の一部	
18	〃	52番2	赤道	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字向山 17番の地先の道の一部	
19	〃	53番1	赤道	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字久保 131番1の地先の道の一部	

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜林合10番1外34筆						
設計の方針		当町は、東北地方太平洋沖地震によって浸水深12.4mの津波に襲われた。このため、七ヶ浜町復興計画に基づき、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、新たな居住系拠点を集約整備する。						
地域地区等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域				用途地域等	—	
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域						
区	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域					その他		
	宅地造成工事規制区域	内 ㊦						
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜林合10番1外34筆		—	—	—		
	面積	m <sup>2</sup> 15,657.57	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 15,657.57	
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m <sup>2</sup> 1,182.14	m <sup>2</sup> 9,341.00	m <sup>2</sup> 841.00	m <sup>2</sup> 543.10	m <sup>2</sup> 3,750.33	m <sup>2</sup> 15,657.57	
	割合	% 7.55	% 59.66	% 5.37	% 3.47	% 23.95	% 100.00	
土地の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m <sup>2</sup> 15,657.57	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 15,657.57		
	割合	% 100.00	% —	% —	% —	% 100.00		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公園・緑地		
	面積	m <sup>2</sup> 14,164.40	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 633.62	m <sup>2</sup> 859.55	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> 15,657.57
割合	% 90.46	% —	% —	% 4.05	% 5.49	% —	% 100.00	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	2	10,604.31 m <sup>2</sup>		3,560.09 m <sup>2</sup>		7,082.20 m <sup>2</sup>		
上水道施設	㊦ 公営水道 ㊧ 簡易水道 ㊨ 専用 ㊩ その他	消 防 水 利 施 設	㊦ 消 火 栓 ㊧ 貯 水 槽 ㊨ その他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計	
				0	101	101		
	計画人口	約240 人	人口密度	約153人/ha				

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
〔道路〕		7.7	82	633.55	七ヶ浜町	なし	
		0.024～ 0.009	4.57	0.07	七ヶ浜町	あり	
小計				633.62			
〔公園〕							
広場	1			68.62	七ヶ浜町	あり	
〃	2			136.13	〃	あり	
緑地				654.80	〃	あり	
小計				859.55			
〔給水〕							
取付管		φ 50 Φ 100	1 箇所 1 箇所		七ヶ浜町 水道事業	なし	
小計			2 箇所				
〔汚水排水〕							
取付管		VU φ 150	4 箇所		七ヶ浜町	なし	
小計			4 箇所				
合計				1,493.17			

### 公益的施設の整備計画

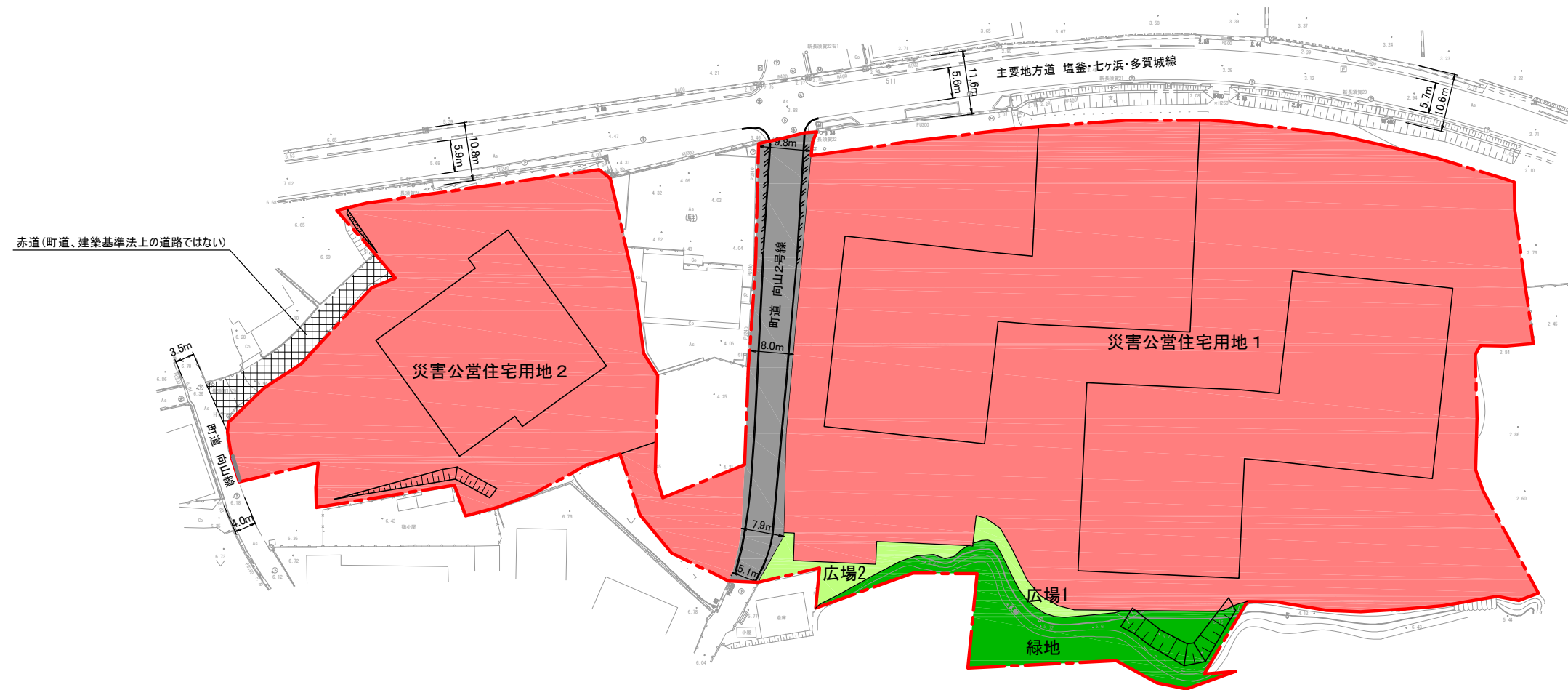
公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画図

S=1:500



土地利用計画表

区分	記号	名称	面積 (m <sup>2</sup> )	比率 %	備考	
宅地用地	[Red dashed line]	開発区域	15,657.57	100.00		
		災害公営住宅用地	14,164.40	90.46		
公共施設用地	[Grey]	既存町道	633.55	4.05		
		拡幅町道	0.07	0.00		
	公園・緑地	[Green]	広場	204.75	1.31	
		[Dark Green]	緑地	654.80	4.18	

工事番号	
施工地名	
工事名	
図面名	土地利用計画図
縮尺	1:500
図番	04 /
宮城県七ヶ浜町	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺5番地の1 氏名 七ヶ浜町長 渡邊 善夫 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町花渚浜字五月田50番10外28筆
	2 開発区域の面積	13,168.52平方メートル
	3 予定建築物等の用途	共同住宅（災害公営住宅） 地区集会所、地区避難所
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	平成25年9月 日
	6 工事完了予定年月日	平成26年3月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
  - 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。



申請地域の名称一覧

番号	土地の所在	番地	番号	土地の所在	番地
1	宮城郡七ヶ浜町花淵浜字五月田	50番10	20	宮城郡七ヶ浜町花淵浜字五月田	57番
2	〃	50番15	21	〃	75番9
3	〃	50番19	22	〃	75番10
4	〃	50番20	23	〃	76番1
5	〃	50番21	24	〃	76番2
6	〃	50番23	25	〃	77番1
7	〃	50番25	26	〃	78番1
8	〃	50番26	27	〃	79番
9	〃	50番27	28	宮城郡七ヶ浜町花淵浜字安場	15番3
10	〃	50番28	29	〃	16番6
11	〃	50番29			
12	〃	50番30			
13	〃	50番40			
14	〃	50番41			
15	〃	50番42			
16	〃	50番50			
17	〃	50番53			
18	〃	50番54			
19	〃	50番56			

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町花刈浜字五月田50番10外28筆								
設計の方針	当町は、東北地方太平洋沖地震によって浸水深12.1mの津波に襲われた。このため、七ヶ浜町復興計画に基づき、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、新たな居住系拠点を集約整備する。								
地域区分等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域		用途地域等	—				
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区	宅地造成工事規制区域	内 ㊧		その他					
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番		—	—	—	/			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
		—	—	—	—				
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		割合	%	%	%	%	%	%	
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
土地の現状	所有者別	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		割合	%	%	%	%	%		
			98.41	1.59	—	—	100.00		
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	8,605.51	—	1,798.11	621.21	2,143.69			13,168.52	
	%	%	%	%	%	%	%	%	
	65.35	—	13.65	4.72	16.28			100.00	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
		区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	3	5,177.63		1798.11		3,467.87			
上水道施設	④ 公営水道 ④ 簡易水道 ④ 専用その他	消 防 水 利 施 設 ④ 消 火 栓 水 槽 ④ 消 火 水 槽 ④ 消 火 水 槽 ④ 消 火 水 槽	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計			
				0	50	50			
			計画人口		約 131人		人口密度		約 99人/ha

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

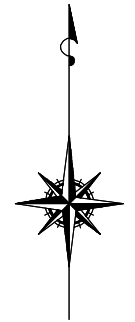
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
〔道路〕 区画道路	6-1号	6	60.0	570.93	七ヶ浜町	あり	
小計				570.93			
〔道路〕 道路付帯地	道路付帯地			50.28	七ヶ浜町	あり	
小計				50.28			
〔公園〕 1号残存緑地	残存緑地			2,143.69	七ヶ浜町	あり	
小計				2,143.69			
合計				2,764.90			

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
地区集会所、地区避難所	1,798.11	七ヶ浜町	
小計	1,798.11		

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
- 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画図



A1 : 1/300  
A3 : 1/600

凡	例
	開発区域境界
	敷地境界

	記号	名称	面積 (㎡)	割合 (%)	備考
宅地用地		共同住宅 (災害公営住宅)	8,605.51	65.35	
		地区集会所、地区避難所	1,798.11	13.65	
公共施設用地		区画道路	570.93	4.34	
		道路付帯施設	50.28	0.38	
その他		残存緑地	2,143.69	16.28	
	合計		13,168.52	100.00	

工事番号	七復第13-334号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜五月田地内		
工事名	平成25年度 七ヶ浜町花洲浜五月田地区 災害公営住宅造成工事		
図面名	土地利用計画図		
縮尺	A1 : 1/300 A3 : 1/600	図番	04
宮城県七ヶ浜町			

事業実施年度	自 平成24年度
	至 平成25年度

ま っ が は ま に し は ら

# 松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業計画書

## (第1回変更)

< (第1回変更) の第1回軽微な変更 >

都 道 県 名	市 町 村 名
宮 城 県	七 ヶ 浜 町

【変更時の記載方法】

- ・変更時  
変更後(赤字)  
変更前(黒字)
- ・追加時  
変更後(赤字)
- ・削除時  
変更前(黒字)

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
みなとほま くいき 湊 浜 区域	861 (861)	平成24年9月20日指定 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	戸 3	戸 2	戸 1	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深4.7mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
まつが はまくいき 松ヶ浜区域	<u>30,363</u> 28,884 <u>(26,349)</u> (24,870)	平成24年9月20日指定 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	46	45	1	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7.5mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤、防災林等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
しょうぶた はまくいき 菖蒲田浜区域	383 (383)	平成24年9月20日指定 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	1	1	0	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深12.4mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤、防災林等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
ようがい くいき 要 害 区 域	<u>2,494</u> 2,361 <u>(2,143)</u> (2,010)	平成24年9月20日指定 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	4	0	4	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深2.1mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
とおよま くいき 遠 山 区 域	<u>5,074</u> 2,859 <u>(5,074)</u> (2,859)	平成24年9月20日指定 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	7	1	6	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深2.1mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。

1 移転促進区域

計	39,175 35,348		61	49	12	
	(34,810) (30,983)					

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
- 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
- 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
- 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
- 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
- (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
- (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
- 宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）
- 宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）
- 農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
湊浜区域	戸 3	戸 ( <u>0</u> 1)	世帯 3	世帯 ( <u>0</u> 1)	人 8	人 ( <u>0</u> 3)	対象世帯のうち移転先住宅団地以外の災害公営住宅への入居を希望する世帯が32世帯あり、移転先住宅団地の22世帯とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は54世帯と過半数を超えているため、半数要件は適用しない。
松ヶ浜区域	46	( <u>13</u> 19)	46	( <u>13</u> 19)	<u>139</u> 140	( <u>53</u> 71) <u>139</u> 140	
菖蒲田浜区域	1	( 1 )	1	( 1 )	2	( 2 )	
要害区域	4	( 0 )	4	( 0 )	14	( 0 )	
遠山区域	7	( <u>0</u> 1)	7	( <u>0</u> 1)	17	( <u>0</u> 3)	
計	61	( <u>14</u> 22)	61	( <u>14</u> 22)	<u>180</u> 181	( <u>55</u> 79) <u>180</u> 181	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。



3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地		関連公共施設等用地							公益的施設用地				⑤ 合 計
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	に④ 占 め る 団 割 地			
	区 画 数	面 積												
まつが はまにしはらだんち 松ヶ浜西原団地	区画 ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	松ヶ浜地区の既存集落に近接し、かつ一定の基盤整備が進み、安全性、コスト、利便性で有利な一団の区域を選定。	畑
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計	区画 14 22	m <sup>2</sup> 4,450 6,461	m <sup>2</sup> 8,235 7,840	m <sup>2</sup> 12,685 14,301	m <sup>2</sup> 4,726 4,705	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 2,076 1,170	m <sup>2</sup> 506 134	m <sup>2</sup> 7,308 6,009	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> 19,993 20,310		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
松ヶ原西原団地	貸付地	区画			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		<u>14</u> 22	<u>17</u> 32	<u>31</u> 54	<u>4,450</u> 6,461	<u>318</u> 294	
計		<u>14</u> 22	<u>17</u> 32	<u>31</u> 54	<u>4,450</u> 6,461	<u>318</u> 294	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地 面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
松ヶ浜西原団地	<u>11,758</u> 12,470	<u>4,450</u> 6,461	<u>7,308</u> 6,009	<u>60,868</u> 47,062	<u>5.2</u> 3.8	<u>22,130</u> 19,050	<u>45,166</u> 43,434	<u>36,344</u> 17,718	<u>74,176</u> 40,396
計	<u>11,758</u> 12,470	<u>4,450</u> 6,461	<u>7,308</u> 6,009	<u>60,868</u> 47,062	<u>5.2</u> 3.8	<u>22,130</u> 19,050	<u>45,166</u> 43,434	<u>36,344</u> 17,718	<u>74,176</u> 40,396

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。  
 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
	区画	区画	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	m <sup>2</sup>		千円
松ヶ浜西原団地	<u>14</u> 22	0	<u>14</u> 22	<u>4,450</u> 6,461	0	<u>4,450</u> 6,461	<u>45,166</u> 43,434	0	0	<u>318</u> 294	1.00000	<u>45,166</u> 43,434
計	<u>14</u> 22	0	<u>14</u> 22	<u>4,450</u> 6,461	0	<u>4,450</u> 6,461	<u>45,166</u> 43,434	0	0	<u>318</u> 294	1.00000	<u>45,166</u> 43,434

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
—	—	—	—	—	—

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
—	区画 —	区画 —	区画 —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
計											

#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 <u>62,160</u> 97,680	戸 <u>14</u> 22	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		<u>62,160</u> 97,680	<u>14</u> 22	

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
松ヶ浜西原団地	団地内道路	<u>699</u> W=6m L=701m、W=4m (通) L=42m <u>電柱移設 8本</u>	千円 <u>97,000</u> 73,000	千円 <u>97,000</u> 73,000
	水路	<u>247</u> W=0.6~1.0m L=51m	<u>43,000</u> 7,000	<u>43,000</u> 7,000
	飲用水供給施設	<u>PP φ50 L=39m、HPPE φ75 L=173m、HPPE φ100 L=473m、HPPE φ150 L=230m</u> 給水管 φ150mm L=701m	<u>36,000</u> 35,000	<u>36,000</u> 35,000
	広場	<u>2,076</u> 広場整備 (面積: 1,170㎡)	<u>77,000</u> 33,000	<u>77,000</u> 33,000
	排水施設	<u>593</u> 汚水施設 (Vu φ200mm L=701m)	<u>25,000</u> 40,000	<u>25,000</u> 40,000
計			<u>278,000</u> 188,000	<u>278,000</u> 188,000

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。



6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	建物移転 補償費	合計	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地				
	住宅用地	その他		住宅用地	その他					
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円	千円		
湊浜区域	(861) 861			<u>19,899</u> 19,970			<u>17,138</u> 17,199		<u>17,138</u> 17,199	・公共用地
松ヶ浜区域	<u>(21,048)</u> (19,569) <u>18,847</u> 19,569	(8,139) 5,301	(1,176) 1,176	<u>14,423</u> 14,436	<u>13,922</u> 13,994	3,930	<u>350,251</u> 361,303		<u>350,251</u> 361,303	・保安林、業務用地
菖蒲田浜区域	(383) 383			<u>14,131</u> 14,231			<u>5,406</u> 5,444		<u>5,406</u> 5,444	・保安林
要害区域	(1,739) 1,739	<u>(755)</u> (622) <u>404</u> 271		<u>15,714</u> 15,017	<u>16,112</u> 15,724		<u>33,834</u> 30,374		<u>33,834</u> 30,374	・公共用地
遠山区域	<u>(4,115)</u> (1,900) <u>4,115</u> 1,900	(959) 959		<u>21,792</u> 21,869	<u>20,914</u> 20,764		<u>109,734</u> 61,455	<u>22,162</u> 20,000	<u>131,896</u> 81,455	・公共用地
計	<u>(28,146)</u> (24,452) <u>25,945</u> 24,452	<u>(9,853)</u> (9,720) <u>6,664</u> 6,531	(1,176) 1,176				<u>516,363</u> 475,775	<u>22,162</u> 20,000	<u>538,525</u> 495,775	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※：本鑑定を実施したが、全ての本鑑定については未実施のため、今後変動が有りうる

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
湊浜区域	災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。 災害危険区域において次の各号に掲げる建築物を建築する場合は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。 (1) ホテル、旅館その他宿泊のための施設、(2) 病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、(3) 児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項の児童福祉施設等をいう。）	平成24年9月20日	
松ヶ浜区域			
菖蒲田浜区域			
要害区域			
遠山区域			

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
—	—	—	千円 —	千円 —
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産移転料</li> <li>・ 移転雑費</li> <li>・ 建物撤去費</li> <li>・ 事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等</li> </ul> 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする）	千円 47,580	戸 61	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		47,580	61	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳							備考
					総事業費	補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	H24~H25 H24	/	千円 60,868 47,062	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	宅地整備等	H25~H26 H24~H25	/	58,474 36,768							
	小計				119,342 83,830	367,567 577,606	119,342 83,830	104,424 73,351	0	14,918 10,479	0	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	H26 H25	/	62,160 97,680	62,160 97,680	62,160 97,680	54,390 85,470	0	7,770 12,210	0	
公共施設整備	公共施設整備	道路、広場等	H25~H26 H24~H25	○	278,000 188,000	50,134 78,782	278,000 188,000	243,250 164,500	0	34,750 23,500	0	※1
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り建物移転補償費	H25 H24~H25	/	538,525 495,775		538,525 495,775	471,209 433,803	0	67,316 61,972	0	
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/	0	17,402 27,346	0	0	0	0	0	
移転費助成	移転費助成	移転費助成	H26 H25	/	47,580	47,580	47,580	41,632	0	5,948	0	
合計					1,045,607 912,865		1,045,607 912,865	914,905 798,756	0	130,702 114,109	0	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※1：新規整備の必要な道路延長並びに給排水施設の布設延長が長いため

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡あたり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得 及び造成	<u>(48,848)</u> (54,416) 58,557	<u>(58,799)</u> (29,414) 55,614	<u>(11,695)</u> ( )	( )	( )	<u>(119,342)</u> (83,830) 114,171
住宅建設等助成	( )	<u>(0)</u> (97,680) 62,160	<u>(62,160)</u> ( )	( )	( )	<u>(62,160)</u> (97,680) 62,160
公共施設整備	<u>(0)</u> (37,600) 39,800	<u>(222,400)</u> (150,400) 238,200	<u>(55,600)</u> ( )	( )	( )	<u>(278,000)</u> (188,000) 278,000
宅地及び農地の 買取り	<u>(0)</u> (123,944) 116,236	<u>(538,525)</u> (371,831) 427,460	( )	( )	( )	<u>(538,525)</u> (495,775) 543,696
農林水産業基盤 等整備	( )	( )	( )	( )	( )	(0)
移転費助成	( )	<u>(0)</u> (47,580) 47,580	<u>(47,580)</u> ( )	( )	( )	(47,580) 47,580
合計	<u>(48,848)</u> (215,960) 214,593	<u>(819,724)</u> (696,905) 831,014	<u>(177,035)</u> ( )	( )	( )	<u>(1,045,607)</u> (912,865) 1,045,607

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。

事業実施年度	自 平成24年度
	至 平成25年度

よしだはまだい  
吉田浜台地区防災集団移転促進事業計画書

<第1回軽微な変更>

都 道 県 名	市 町 村 名
宮 城 県	七 ヶ 浜 町

【変更時の記載方法】	
・変更時	<u>変更後(赤字)</u> 変更前(黒字)
・追加時	<u>変更後(赤字)</u>
・削除時	<u>変更前(黒字)</u>

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要



1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の 面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
よしだはまくいき 吉田浜区域	㎡ <u>17,832</u> 16,098  <u>(17,695)</u> (15,961)	平成24年9月20日指定  災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	戸  28	戸  26	戸  2	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深6.7mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤、防災林等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
計	<u>17,832</u> 16,098  <u>(17,695)</u> (15,961)		28	26	2	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
（位置図）縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
（区域図）移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
吉田浜区域	戸 28	戸 ( 9 ) 28	世帯 28	世帯 ( 9 ) 28	人 98	人 ( 32 ) 98	対象世帯のうち移転先住宅団地以外の災害公営住宅への入居を希望する世帯が10世帯あり、移転先住宅団地の9世帯とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は17 19世帯と過半数を超えているため、半数要件は適用しない。
計	28	( 9 ) 28	28	( 9 ) 28	98	( 32 ) 98	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				⑤ 合 計
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	に④ 占 め る 団 割 地			
	区 画 数	面 積												
よしだほたいたんち 吉田浜台団地	区画 9	㎡ ( ) 2,967 2,770	㎡ ( ) 3,800 3,950	㎡ ( ) 6,767 6,720	㎡ ( ) 1,343 1,307	㎡ ( ) 0	㎡ ( ) 463 490	㎡ ( ) 268 263	㎡ ( ) 2,074 2,060	㎡ ( )	㎡ ( ) 8,841 8,780	津波被害のない高台に位置するほか、従前の地域コミュニティに配慮した、安全性、交通アクセス、コストで有利な一団の区域を選定	山林、雑種地、宅地等	
		( )	( )	( )							( )			
		( )	( )	( )							( )			
		( )	( )	( )							( )			
計	区画 9	㎡ ( ) 2,967 2,770	㎡ ( ) 3,800 3,950	㎡ ( ) 6,767 6,720	㎡ ( ) 1,343 1,307	㎡ ( ) 0	㎡ ( ) 463 490	㎡ ( ) 268 263	㎡ ( ) 2,074 2,060	㎡ ( )	㎡ ( ) 8,841 8,780			

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
吉田浜台団地	貸付地	区画			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		9	<u>8</u> 10	<u>17</u> 19	<u>2,967</u> 2,770	<u>330</u> 308	
計		9	<u>8</u> 10	<u>17</u> 19	<u>2,967</u> 2,770	<u>330</u> 308	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地 面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
吉田浜台団地	<u>5,041</u> 4,830	<u>2,967</u> 2,770	<u>2,074</u> 2,060	<u>37,616</u> 27,354	<u>7.5</u> 5.7	<u>21,323</u> 16,058	<u>43,463</u> 31,745	<u>14,905</u> 11,942	<u>30,381</u> 23,609
計	<u>5,041</u> 4,830	<u>2,967</u> 2,770	<u>2,074</u> 2,060	<u>37,616</u> 27,354	<u>7.5</u> 5.7	<u>21,323</u> 16,058	<u>43,463</u> 31,745	<u>14,905</u> 11,942	<u>30,381</u> 23,609

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。  
 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
吉田浜台団地	区画 9	区画 0	区画 9	m <sup>2</sup> <u>2,967</u> 2,770	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> <u>2,967</u> 2,770	千円 <u>43,463</u> 31,745	千円 0	千円 0	m <sup>2</sup> <u>330</u> 308	1.00000	千円 <u>43,463</u> 31,745
計	9	0	9	<u>2,967</u> 2,770	0	<u>2,967</u> 2,770	<u>43,463</u> 31,745	0	0	<u>330</u> 308	1.00000	<u>43,463</u> 31,745

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
—	—	—	—	—	—

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
—	区画 —	区画 —	区画 —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
計											



#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 39,960	戸 9	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計	/	39,960	9	/

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
吉田浜台団地	団地内道路	<u>188</u> <u>2m</u> <u>42</u> W=6m L=144m、W=4m (通) L=101m <u>電柱移設 1本</u>	千円 <u>47,400</u> 29,000	千円 <u>47,400</u> 29,000
	飲用水供給施設	<u>HPPE φ 75mm 90m、HPPE φ 100mm 102m</u> 給水管 φ 150mm L=144m	<u>10,300</u> 10,000	<u>10,300</u> 10,000
	広場	<u>463</u> 広場整備 (面積: 490㎡)	<u>36,000</u> 21,000	<u>36,000</u> 21,000
	排水施設	<u>233</u> 汚水施設 (Vu φ 200mm L=144m)	<u>14,000</u> 12,000	<u>14,000</u> 12,000
計			<u>107,700</u> 72,000	<u>107,700</u> 72,000

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	建物移転 補償費	合計	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地				
	住宅用地	その他		住宅用地	その他					
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円	千円		
吉田浜区域	<u>(14,793)</u> (13,938) <u>14,608</u> 13,938	<u>(3,039)</u> (2,160) <u>2,903</u> 2,023		<u>15,831</u> 15,312	<u>15,409</u> 15,254		<u>275,994</u> 244,296		<u>275,994</u> 244,296	・保安林、公共用地、業務用地
計	<u>(14,793)</u> (13,938) <u>14,608</u> 13,938	<u>(3,039)</u> (2,160) <u>2,903</u> 2,023					<u>275,994</u> 244,296		<u>275,994</u> 244,296	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※：本鑑定を実施したが、全ての本鑑定については未実施のため、今後変動が有りうる

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
吉田浜区域	<p>災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。            災害危険区域において次の各号に掲げる建築物を建築する場合は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。            (1)ホテル、旅館その他宿泊のための施設、(2)病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、(3)児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項の児童福祉施設等をいう。）</p>	平成24年9月20日	一部、被災市街地復興土地区画整理事業の実施にあわせて災害危険区域の指定を行う。

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定として記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
—	—	—	千円 —	千円 —
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産移転料</li> <li>・ 移転雑費</li> <li>・ 建物撤去費</li> <li>・ 事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等</li> </ul> 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする）	千円 21,840	戸 28	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		21,840	28	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳							備考
					総事業費	補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	H25 H24	/	千円 37,616 27,354	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	宅地整備等	H25~H26 H24~H25	/	36,228 28,000							
	小計				73,844 55,354	236,293	73,844 55,354	64,613 48,434	0	9,231 6,920	0	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	H26 H25	/	39,960	39,960	39,960	34,965	0	4,995	0	
公共施設整備	公共施設整備	道路、広場等	H25~H26 H24~H25	○	107,700 72,000	32,229	107,700 72,000	94,237 63,000	0	13,463 9,000	0	※1
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り建物移転補償費	H25 H24~H25	/	275,994 244,296		275,994 244,296	241,494 213,759	0	34,500 30,537	0	
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/	0	11,187	0	0	0	0	0	
移転費助成	移転費助成	移転費助成	H26 H25	/	21,840	21,840	21,840	19,110	0	2,730	0	
合計					519,338 433,450		519,338 433,450	454,419 379,268	0	64,919 54,182	0	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
 2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※1：新規整備の必要な道路延長並びに給排水施設の布設延長が長いため

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡あたり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。



## (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得 及び造成	<u>(0)</u> (32,954) 31,457	<u>(66,598)</u> (22,400) 42,387	<u>(7,246)</u> ( )	( )	( )	<u>(73,844)</u> (55,354) 73,844
住宅建設等助成	( )	<u>(0)</u> (39,960) 39,960	<u>(39,960)</u> ( )	( )	( )	(39,960) 39,960
公共施設整備	<u>(0)</u> (14,400)	<u>(86,160)</u> (57,600) 107,700	<u>(21,540)</u> ( )	( )	( )	<u>(107,700)</u> (72,000) 107,700
宅地及び農地の 買取り	<u>(0)</u> (61,074) 54,750	<u>(275,994)</u> (183,222) 221,244	( )	( )	( )	<u>(275,994)</u> (244,296) 275,994
農林水産業基盤 等整備	( )	( )	( )	( )	( )	(0)
移転費助成	( )	<u>(0)</u> (21,840) 21,840	<u>(21,840)</u> ( )	( )	( )	(21,840) 21,840
合計	<u>(0)</u> (108,428) 86,207	<u>(428,752)</u> (325,022) 433,131	<u>(90,586)</u> ( )	( )	( )	<u>(519,338)</u> (433,450) 519,338

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。

事業実施年度	自 平成24年度
	至 平成25年度

よがさきはまたちばな

# 代々崎浜立花地区防災集団移転促進事業計画書

## <第1回軽微な変更>

都 道 県 名	市 町 村 名
宮 城 県	七 ヶ 浜 町

【変更時の記載方法】	
・変更時	<u>変更後(赤字)</u> 変更前(黒字)
・追加時	<u>変更後(赤字)</u>
・削除時	<u>変更前(黒字)</u>

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の 面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
よ さきはまくいき 代ヶ崎浜区域	28,364 18,902  <u>(28,364)</u> (18,902)	被災市街地復興土地区画整理事業の実施にあわせ災害危険区域の指定予定  災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	戸  <u>46</u> 42	戸  <u>29</u> 26	戸  <u>17</u> 16	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深3.7mの津波に襲われた。今後、七ヶ浜町復興計画に基づき、当該地区で後背住宅地のための防潮堤、防災林等の津波防御施設を整備するため、また、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、安全な地区への集団移転が必要である。
計	<u>28,364</u> 18,902  <u>(28,364)</u> (18,902)		<u>46</u> 42	<u>29</u> 26	<u>17</u> 16	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
代々崎浜区域	戸 46 42	戸 ( 14 ) 46 42	世帯 46 42	世帯 ( 14 ) 46 42	人 137 119	人 ( 47 ) 52 137 119	対象世帯のうち移転先住宅団地以外の災害公営住宅への入居を希望する世帯が25世帯あり、移転先住宅団地の14世帯とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は24世帯と過半数を超えているため、半数要件は適用しない。
計	46 42	( 14 ) 46 42	46 42	( 14 ) 46 42	137 119	( 47 ) 52 137 119	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				⑤ 合 計
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	に④ 占 め る 団 割 地			
	区 画 数	面 積												
よ さきはまたちばなだんち 代ヶ崎浜立花団地	区画	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	14	3,906 4,026	4,970 6,480	8,876 10,506	3,321 2,993	0	298 170	3,649 1,811	7,268 4,974			16,144 15,480	津波被害のない高台に位置するほか、従前の地域コミュニティに配慮した、安全性、交通アクセス、コストで有利な一団の区域を選定	畑、山林、原野
		( )	( )	( )								( )		
		( )	( )	( )								( )		
		( )	( )	( )								( )		
計	区画	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	14	3,906 4,026	4,970 6,480	8,876 10,506	3,321 2,993	0	298 170	3,649 1,811	7,268 4,974			16,144 15,480		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
代ヶ崎浜立花団地	貸付地	区画			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		14	<u>10</u> 25	<u>24</u> 39	<u>3,906</u> 4,026	<u>279</u> 288	
計		14	<u>10</u> 25	<u>24</u> 39	<u>3,906</u> 4,026	<u>279</u> 288	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地 面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
代ヶ崎浜立花団地	<u>11,174</u> 9,000	<u>3,906</u> 4,026	<u>7,268</u> 4,974	<u>14,052</u> 7,244	<u>1.3</u> 0.8	<u>34,978</u> 23,668	<u>39,890</u> 26,908	<u>65,084</u> 29,241	<u>74,224</u> 33,245
計	<u>11,174</u> 9,000	<u>3,906</u> 4,026	<u>7,268</u> 4,974	<u>14,052</u> 7,244	<u>1.3</u> 0.8	<u>34,978</u> 23,668	<u>39,890</u> 26,908	<u>65,084</u> 29,241	<u>74,224</u> 33,245

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。  
 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
代ヶ崎浜立花団地	区画 14	区画 0	区画 14	m <sup>2</sup> <u>3,906</u> 4,026	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> <u>3,906</u> 4,026	千円 <u>39,890</u> 26,908	千円 0	千円 0	m <sup>2</sup> <u>279</u> 288	1.00000	千円 <u>39,890</u> 26,908
計	14	0	14	<u>3,906</u> 4,026	0	<u>3,906</u> 4,026	<u>39,890</u> 26,908	0	0	<u>279</u> 288	1.00000	<u>39,890</u> 26,908

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。



(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
—	—	—	—	—	—

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
—	区画 —	区画 —	区画 —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	m <sup>2</sup> —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
計											

#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 62,160	戸 14	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		62,160	14	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
代々崎浜立花団地	団地内道路	<u>414</u> <u>18</u> <u>53</u> W=6m L=412m、W=3m (通) L=90m、W=2.5m (通) L=57m <u>電柱移設 4本</u>	千円 <u>46,000</u> 68,000	千円 <u>46,000</u> 68,000
	飲用水供給施設	<u>HPPE φ 75mm L=178m、HPPE φ 100 L=262m</u> 給水管 φ 150mm L=412m	<u>20,000</u> 24,000	<u>20,000</u> 24,000
	広場	<u>298</u> 広場整備 (面積: 170㎡)	<u>17,000</u> 7,000	<u>17,000</u> 7,000
	排水施設	<u>398</u> 汚水施設 (Vu φ 200mm L=412m)	<u>20,000</u> 26,000	<u>20,000</u> 26,000
計			<u>103,000</u> 125,000	<u>103,000</u> 125,000

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	建物移転 補償費	合計	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地				
	住宅用地	その他		住宅用地	その他					
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円	千円		
代ヶ崎浜区域	(22,205) (18,902) <u>22,205</u> 18,902	(6,159) <u>6,159</u>		14,221 14,240	8,926		370,774 269,157	12,400 42,000	383,174 311,157	・津波防災緑地
計	(22,205) (18,902) <u>22,205</u> 18,902	(6,159) <u>6,159</u>					370,774 269,157	12,400 42,000	383,174 311,157	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※：本鑑定を実施したが、全ての本鑑定については未実施のため、今後変動が有りうる

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
代ヶ崎浜区域	<p>災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。            災害危険区域において次の各号に掲げる建築物を建築する場合は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。            (1) ホテル、旅館その他宿泊のための施設、(2) 病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、(3) 児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項の児童福祉施設等をいう。）</p>	平成25年度中に施行予定	被災市街地復興土地区画整理事業の実施にあわせて災害危険区域の指定を行う。

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
—	—	—	千円 —	千円 —
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産移転料</li> <li>・ 移転雑費</li> <li>・ 建物撤去費</li> <li>・ 事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等</li> </ul> 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする）	千円 <u>35,880</u> 32,760	戸 <u>46</u> 42	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		<u>35,880</u> 32,760	<u>46</u> 42	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。



10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	H25 H24	/	千円 14,052 7,244	/	/	/	/	/	/	
	住宅団地用地造成	宅地整備等	H25~H26 H24~H25	/	100,062 52,909	/	/	/	/	/	/	
	小計				114,114 60,153	367,567	114,114 60,153	99,849 52,633	0	14,265 7,520	0	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	H26 H25	/	62,160	62,160	62,160	54,390	0	7,770	0	
公共施設整備	公共施設整備	道路、広場等	H25~H26 H24~H25	○	103,000 125,000	50,134	103,000 125,000	90,125 109,375	0	12,875 15,625	0	※1
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り建物移転補償費	H25 H24~H25	/	383,174 311,157	/	383,174 311,157	335,277 272,262	0	47,897 38,895	0	
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/	0	17,402	0	0	0	0	0	
移転費助成	移転費助成	移転費助成	H26 H25	/	35,880 32,760	32,760	35,880 32,760	31,395 28,665	0	4,485 4,095	0	
合計					698,328 591,230	/	698,328 591,230	611,036 517,325	0	87,292 73,905	0	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※1：新規整備の必要な道路延長並びに給排水施設の布設延長が長いため

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡あたり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	<u>(0)</u> (17,826) 9,570	<u>(94,102)</u> (42,327) 119,544	<u>(20,012)</u> ( )	( )	( )	<u>(114,114)</u> (60,153) 129,114
住宅建設等助成	( )	<u>(0)</u> (62,160) 62,160	<u>(62,160)</u> ( )	( )	( )	(62,160) 62,160
公共施設整備	<u>(0)</u> (25,000)	<u>(82,400)</u> (100,000) 123,000	<u>(20,600)</u> ( )	( )	( )	<u>(103,000)</u> (125,000) 123,000
宅地及び農地の買取り	<u>(0)</u> (77,789) 88,375	<u>(383,174)</u> (233,368) 329,187	( )	( )	( )	<u>(383,174)</u> (311,157) 417,562
農林水産業基盤等整備	( )	( )	( )	( )	( )	(0)
移転費助成	( )	<u>(0)</u> (32,760) 32,760	<u>(35,880)</u> ( )	( )	( )	<u>(35,880)</u> (32,760) 32,760
合計	<u>(0)</u> (120,615) 97,945	<u>(559,676)</u> (470,615) 666,651	<u>(138,652)</u> ( )	( )	( )	<u>(698,328)</u> (591,230) 764,596

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。